

ストップいじめ アクションプラン



私たちは いじめを
しない させない 見逃さない

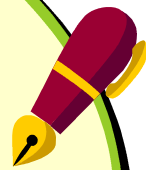
滋賀県いじめ対策チーム委員会議



ストップいじめ アクションプラン

- ・ 「きらめき滋賀子どもトライアングル」
- ・ 1 教員のアクション
- ・ 2 子どものアクション
- ・ 3 保護者のアクション
- ・ 4 地域のアクション
- ・ 5 県教育委員会のアクション
- ・ 6 「ネット上のいじめ」への対応
- ・ 7 「自殺」への対応
- ・ 「資料」
 1. いじめの未然防止と早期発見〔資料1～4〕
 2. いじめの発見もしくはいじめの訴えがあったら？〔資料5〕
 3. いじめられた児童生徒への支援は？〔資料6〕
 4. いじめた児童生徒への指導は？〔資料7〕
 5. まわりの児童生徒への指導・支援は？〔資料8〕
 6. いじめ相談の窓口は？〔資料9〕

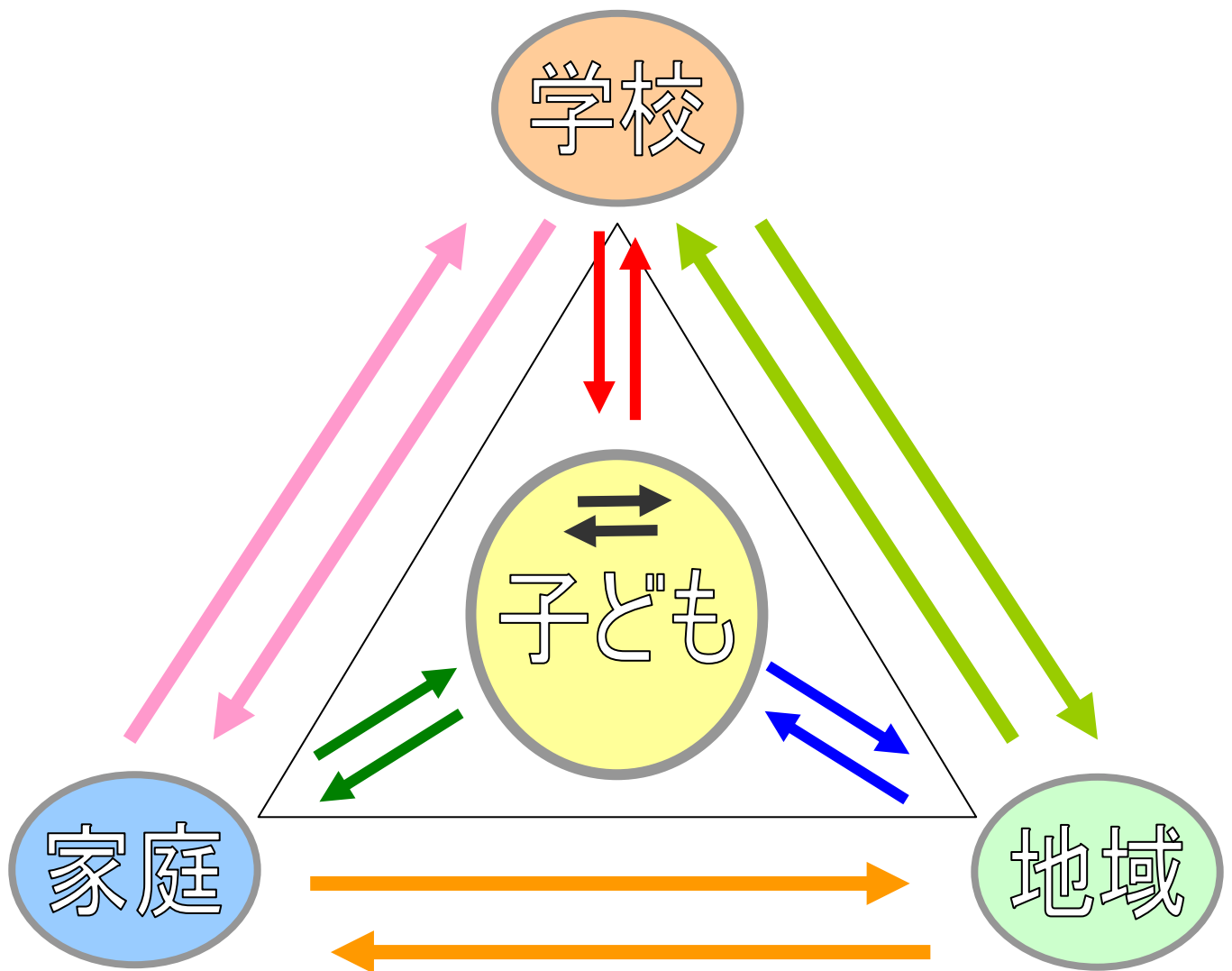
行動一つで傷つける その一言で傷つける
傷つけられたその子はやがて 傷つき傷つきやがて死ぬ
そんな人生 誰が望んでいるものか
「命がどれだけ大切か」「どれだけ大きいものなのか」
知っておかなきゃならない言葉
定期テストにはでないけど
それよりもっと大切なこと 心の隅なんかじゃなくて
ど真ん中においておいてよ とっても大切な事だから
だから絶対いじめちゃいけない
その子が苦しんでしまうから その子が死んでしまうから



by M

「学校よし」「家庭よし」「地域よし」の「三方よし」で 『子どもよし』

きらめき滋賀子どもトライアングル



いじめのない社会を実現するために、子どもたちを取り巻く「学校」「家庭」「地域」の大人たちが連携し合って、子どもたちを包み、守り育てる「環境」をつくり上げることが大切です。「きらめき滋賀子どもトライアングル」(学校・家庭・地域の連携)で、子どもたちのまわりにすてきな音色を奏でましょう！

1 教員のアクション

[未然防止]

(1)一人ひとりの子どもが大切にされる、いじめのない学校づくりを進める!!

「いじめを絶対に許さない。いじめられている人を守り通す。」ことを、児童生徒、保護者、地域の人々に宣言する。

わかる授業、魅力ある授業に努め、授業を通じて「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の力」を育む。

授業や様々な活動を通じて、積極的に発言する場を与える。

道徳教育を充実させ、「正義」と「思いやり」の気持ちを育む。

「豊かな人間関係を育む力」を培うよう、特別活動の年間指導計画をたてる。

「いじめをしない・させない学校づくり」を児童会・生徒会・学級活動等の中で自主的に取り組むよう指導する。

いじめや差別を絶対に許さないことを、日常の教育実践の基本とする。

悩みを気軽に相談できるよう、日頃から児童生徒との信頼関係づくりに努める。

(2)いじめの早期発見に努める!!

「悩みや相談をしっかりと聴く。」ことを児童生徒、保護者に宣言し、その心構えのもとに体制作りを進める。

些細な変化を見逃さないように休み時間、昼食時、放課後等において、挨拶や声かけを積極的に行うなど児童生徒とのふれあいに努める。

いじめが見過ごされないよう、児童生徒や保護者へのアンケートを学期ごとに1回は実施する。

教育相談については、相談する先生を選べたり、時間や場所の工夫をするなど子どもの目線に立って充実を図る。

学校内に「相談箱」や「メールボックス」等を設置し、いつでも悩みの訴えができるよう工夫する。

(3)職員研修の充実と生徒指導・教育相談体制の強化を図る!!

ロールプレイやグループワークなど、児童生徒や保護者の思いや気持ちを十分に理解するための研修を積み上げる。

「報告」「連絡」「相談」を学校内で十分機能させ、速やかな方針決定とそれに基づく校内体制の強化を図る。

カウンセラー、相談員、市町教委、外部関係機関等との連携がいつでもとれるよう、日頃から意思疎通を図っておく。

子ども、保護者、地域から信頼される教師を目指し、人間的魅力や指導力を身につけるよう教員自らが努力する。また、ホ - ムペ - ジや学級通信等により、いじめ問題の学校での取組みをわかりやすく発信する。

[いじめの解消]

(1) いじめの発見もしくはいじめの訴えがあれば、直ちに対策委員会を開く!!

学校長の指揮のもとに、対策委員会を設け、いつ、誰が、どのように事実確認するかの打ち合わせを直ちに行う。事実確認は必ず個別に行う。

速やかに事実関係の集約を行い、すぐさま打つべき対応策と合わせて、短期・中期・長期に分けての対応策を立てる。

対応策を全教職員が共通理解するとともに、該当の児童生徒やその保護者に説明し、理解と協力を求める。

状況に合わせて教育委員会と適切に連絡を取り合う。

関係機関や地域の協力も得ながら、いじめの解消に向けた具体的な道筋をつける。

(2) いじめにあった児童生徒を守りきる!!

まずは、十分話を聴き、「絶対に守りきること」を約束して安心感を与える。

「必ず解決する」ことを本人及び保護者に具体的プランを示して納得してもらう。

状況に合わせて、カウンセラーによる対応を行う。

いじめ解消後も注意深く見守り、安心感をもたせながら支援を行う。

(3) いじめた児童生徒が深く反省し、二度といじめないための指導を行う!!

事実を確認した上で、いじめが卑しく恥ずかしい行為であることに気付かせる。相手の辛く悔しい気持ちを理解させ、心からの謝罪が行えるよう導く。

償いの気持ちが行動であらわせるよう支援する。

いじめの言動の背景にあるものをつかみ、その課題の解消を図る。

保護者の理解のもとに、徹底した指導・支援を行う。

いじめ解消後も継続した見届けを行う。

(4) 傍観者に、いじめをなくすための行動がとれるように指導する!!

事実の確認を行い、いじめに荷担していなくてもいじめを容認したことになり、助けてやれなかったという事実を深く考えさせる。

自分の問題としてとらえ、今後、どうすべきかを深く考えさせる。

学級会等を開き、それぞれの思いを発表させ、学級としてどうすべきかを練り上げさせる。

決定したことを掲示するなど常に振り返りをさせるようにする。

学級の進んだ取組みを学年や全校に広げる。

(5) 保護者への説明責任を果たし、協力を得る！！

被害、加害の保護者には、必ず「事実の報告」を行い、「解決に向けた学校の取り組み」について、理解と協力を求める。

加害の児童生徒とその保護者に来校を求め、「いじめは絶対に許されないこと」「いじめをしてはいけないこと」について、いじめられる側の思いに至るまで話し合う。

いじめの案件一つひとつの経過を把握し、いじめが解消されたと見られる場合も、状況把握に努める。

対策委員会の判断のもと、学級・学年・全校単位での保護者会をそれぞれ状況にあわせて開催し、いじめの事実と学校の対応や取り組みについて説明し、理解と協力を求める。

(6) 地域ぐるみの取組みを進める！！

地域や関係機関への説明・協力依頼を行う。その際、個人情報の保護には十分配慮する。

あいさつ運動、声かけ運動、見回り活動等、地域における青少年健全育成アクションプランの実現に向けた働きかけを行う。



いじめ対策チームでの声！！

生徒が先生に言いたい時に言える（相談したい時に相談できる）環境づくりが大切である。（高校生）

相談活動では、先生が話しやすい場、機会、時間を生徒に知らせる工夫が必要。（校長）

2 子どものアクション

[未然防止]

(1)いじめのない明るく楽しい学校づくりを進める！！

気持ちのいい挨拶をする。

正しく適切な言葉遣いができるようにする。

自分に自信を持って、勉強やスポーツに一生懸命取り組む。

人の失敗を笑う、悪口を言うなど、自分がされて嫌なことはしない。

暴力や恐喝などはもちろんのこと、集団で無視したり嫌がらせをしたりしない。

欠点を責めず、良いところを認め合う。

嫌なことは、「やめて！！」とはっきり断る。断りきれない時は、誰かに必ず相談してみる。

誰かがいじめられているのを見たら、誰かに知らせる。

(2)児童会・生徒会・学級活動に積極的に取り組む！！

自分たちの学校に誇りを持ち、学校を良くするための提案をする。

児童会、生徒会は、先生と協力していじめをなくす活動を進める。

(例) 誓いやスローガンの制定、ポスタ - や幟づくり、いじめを許さないリボン
意見発表会、創作劇、ピア・サポートなど

みんなで決めたことは、みんなで守る。

ピアサポート（仲間が相談相手になり、支えていく活動）や縦割り活動など、子ども同士で悩みの相談ができるよう取り組む。

(3)まわりの人を信頼し、困ったときには助け合える人間関係を作る！！

人間は弱いことを知り、だからこそ助け合わねばならないことを知る。

悩んだり困った時は、一人で抱え込まず必ず誰かに相談する。

いじめ対策チームでの声！！



いじめられている人を見たら、勇気をもっておかしいと言いたい。

一人でさびしそうにしている人には声をかけ、みんなで遊ぶように心がけている。

一人で悩んでいるより信頼できる先生に話したら、ちょっとすっきりした。

(小学生)

(小学生)

(中学生)

[いじめの解消]

(1) 先生の実事確認に協力する！！

いじめられている人を救うために、知っていることは正直に話す。
先生に言えない時は、保護者に話す。
うわさに振り回されたり、うわさを広げたりしないようにする。

(2) 先生や保護者の注意や話を素直に聞く！！

人間は誰でも過ちを犯すが、その過ちを深く反省することが大切であることを知る。
反省したことは、言葉や文字で表明してみる。

(3) 自分たちでできることを考え、行動にうつす！！

一日一善運動、ほめほめカード、学級の約束作成など、「いじめ」を自分のこととしてとらえ、自ら取り組むようにする。
子ども同士のよりよい関係、先生とのよりよい関係、保護者とのよりよい関係について、自らがしっかり考える。

いじめをしないさせない学校づくり！！



「高を語る会」において、学年の代表者と教員とでいじめをなくすことをテーマに話し合いを実施。
(高校生)

生徒会が中心になっていじめに関する寸劇を作成し、テレビで各教室に放送。
(中学生)

楽しい行事(1年生を歓迎する「ハロー集会」、クラス全員が参加する「みんな遊び」、他の学年と仲良くする「仲良しタイム」など)の実施。
(小学校)

3 保護者のアクション

(1) 我が子の声をじっくり聴く!!

日頃から子どもと積極的に挨拶を交わす。
忙しさを言い訳にせず、子どもの話を丁寧に聴く。
うなずきながら子どもの思いをしっかりと受け止める。
じっくりと聴くことが「安心」「信頼」を与えることを自覚しながら、時間をかけて聴く。

(2) 我が子を見守り、理解する!!

親子のふれあいの時間を大切にする。
親子の話し合いの中で、お互いが考え合うようにする。
日頃から子ども理解に努め、気になることは、早めに学校の先生に相談する。

(3) ダメなことはダメ、できないことはできないとはっきり言う!!

親(大人)として許せないことは、自信を持ってその気持ちを伝える。
家族の人間関係を大切にしたい、温かい家庭を作る。
兄弟姉妹で比較しないよう心がける。

(4) 生活習慣を規則正しくする!!

心の安定は、安定した生活から生まれるものであり、家族みんなで早寝、早起き、朝ごはんを心がける。
日常の子どもの言動の中から、いじめや差別の兆しを見逃さない。
親自身が、自分の言動に正すべきことがないかを日々振り返る。

(5) 子どもの自立心を育む!!

いろいろな体験を積み重ねることにより、知識を生きてはたらく知恵に変える。
部活動、クラブ活動、ボランティア活動、地域行事等、年齢の異なる人々とのふれあいを通して、豊かな人間関係を築ける力を育てる。

(6) 学校と協力して解決にあたる!!

心配なことがあれば、気軽に学校に相談する。
子どものケアを最優先にして、学校と協力していじめ問題の解決に努める。

(7) PTA活動を促進する!!

PTAによる呼びかけや研修、講演会等により、保護者全体でいじめをなくす気運を高める。
日頃から保護者同士が連携に努め、みんなで子どもを育てる機運を高める。

いじめ対策チームでの声!!



大人の言葉が子どもに大きな影響を与える。(小学生)
生徒だけでなく、保護者もいじめに対する理解を深めてほしい。(中学生)
いじめに関わって自分の子どもとどう向き合っていくかを考えてほしい。(中学生)

4 地域のアクション

(1) 多くの目で子どもを見守る！！

「さんおはよう」と積極的に子どもの名前を呼びながら挨拶を行う。
登下校時やスポーツ少年団活動の中でもいじめがおこる場合があることから、地域の情報にアンテナをはり、気になる状況があれば、躊躇せず学校に相談する。
地域で子どもを育てる使命感をもって、気になる言動を見れば大人が毅然と注意する。

(2) 地域行事に子どもを参加させる！！

運動会の企画、運営を子どもたちに任すなど、子どもの出番を多く作り、存在感、成就感を育む。
地域行事を通じて、大人と子どもがふれあい、「いじめの発見」や「いじめを考える」機会にする。
大人が生きる姿勢を示して、人としての生き方を子どもたちに学ばせる。
大人とのふれあいを通じて、相談しやすい関係、注意を受け入れやすい関係を築く。

(3) 子どもが大切にされる地域づくりを進める！！

登下校の見守り活動を通じて、地域の大人に守られているという安心感を子どもに与え、「おかしなことはできない」という意識づけを図る。
意見発表会や座談会など、子どもの声や意見を聴く機会を設ける。
子どもの安定した生活が保障されるよう、民生委員・児童委員や福祉機関とも連携して取り組む。
地域活動のリーダーを対象に、「いじめ対策」の研修を実施する。

(4) 学校との緊密な連携を図る！！

いじめ対策地域連絡協議会、青少年健全育成連絡協議会等を定期的で開催し、学校と地域との連携を深める。また、これらの協議会に子どもの意見を反映させる工夫も行う。
日常の情報交換等を密にし、地域と学校が力を合わせて子どもの健全育成にあたるという気運を高める。

いじめ対策チームでの声！！



学校も家庭も地域もみんなで話し合いを持ち、一つの輪を作っていくことが大切。
(保護者)

学校の中だけの取組でなく、保護者や地域の方に知ってもらいたい機会を増やしていきたい
(校長)

5 県教育委員会のアクション

(1) 学校教育への恒常的な支援

学校訪問等により、「いじめのない学校づくり」、「生徒指導体制づくり」、「教育相談体制づくり」等に向けての指導支援を行う。

「学校におけるいじめ問題への対応の点検」を定期的に行い、不十分な内容についての指導支援を行う。

小中学校の「生きる力を育むモデル校」に教職員を配置するなどして、いじめ対策が充実するようにする。

すべての中・高等学校にスクールカウンセラーを配置するなど、教育相談体制に向けての支援を行う。

児童会、生徒会によるいじめをなくす活動を支援する。

(2) 緊急時の学校への支援

指導主事や生徒指導緊急特別指導員を派遣し、いじめの速やかな解消に向けての指導支援を行う。

スクールカウンセラーの緊急派遣を行う。

「いじめ対策チーム」で問題点を分析し、今後の対策に生かす。

(3) 相談体制の充実

子ども等がいつでも相談できるように、電話相談体制を整えるとともに、相談員の資質向上を図る。

電話相談窓口の周知に努める。

(4) 研修会等の充実

生徒指導や教育相談に関する研修会等を充実させ、教職員の資質向上を図る。生徒指導実践の手引きを適宜改訂し、いじめ対策の充実に資する。

(5) 広報活動等の充実

ホームページや「教育しが」等で、いじめ問題について県民への啓発を行う。「子育てリーフレット」等により子育て支援の啓発に努める。

いじめ対策チームでの声！！



ストップいじめアクションプランについてはホームページにも掲載されているが、多くの方が目にする場ができればよい。

(保護者)

6 「ネット上のいじめ」への対応

[教員のアクション]

各学校の児童生徒の実態把握に基づいて、学校全体で情報モラルの指導計画を策定し、体系的に情報モラルの指導を行う。

児童生徒に情報化社会でのルール・マナーについて考えさせ、誹謗中傷やいじめは人間として恥ずかしい行為であることを理解させ、絶対にさせないよう指導の徹底を図る。

「いじめは絶対に許さない」、「いじめられた者は絶対に守りきる」ことを基本とし、児童生徒にとって安心安全な環境作りに努める。

被害の相談を受けた時には、次の対応を行う。

「正確な事実確認」

- ・書き込み内容を保存する。
- ・他人のアドレスを使って誹謗中傷する「なりすましメール」もあるので、加害者を特定する場合には十分留意して対応する。

「被害の拡大防止」= 削除等の対応

掲示板の誹謗中傷の対応

プロバイダ（管理責任者）への削除依頼の方法

< 掲示板に削除依頼文を打ち込む方法があるが、以下によりプロバイダ（管理責任者）を明らかにし、直接、電話で削除要請することが有効である。 >

- 1 掲示板のアドレスを記録する。（悪質なものは内容を印刷しておく。）
- 2 検索エンジン（Yahoo や Google）で「ドメイン検索」と打ち込み、「IP ドメイン SEARCH」を立ち上げる。
- 3 1のアドレスを入力する。
- 4 プロバイダ（管理責任者）が英文で表示されるので、その中から住所、氏名、電話番号を読み取る。
- 5 プロバイダ（管理責任者）に直接電話し、削除要請を行う。
（権利を侵害された人には、プロバイダ（管理責任者）に対し、情報発信者の開示請求を行うことがプロバイダ責任制限法で認められています。）

メールの誹謗中傷の対応

着信拒否やメールアドレスの変更を行う。

「児童生徒のケア」

- ・被害者の話をじっくり聞くことにより、心のケアに努める。
- ・いじめられた側にも責任があるといった考えは大きな間違いであり、常に被害者の思いに寄り添うように心がける。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請する。

「関係機関との連携」（「生徒指導提要」平成 22 年 3 月文部科学省作成 P188 ~ 189 参照）

- ・脅迫や重篤な名誉毀損等については、最寄りの警察署の生活安全課や法務局人権擁護課に相談する。

児童生徒や保護者に「携帯電話は学習生活に不必要なもの」という考えを基本にするとともに、ケータイの危険を知らせ、フィルタリングサービス利用の徹底を働きかける等、危険から身を守る知識と技術を身につけられるように指導する。

[子どものアクション]

情報にも自他の権利があることを知り、メール等を発信する場合は、相手の気持ちを十分に考えた内容とし、またその内容には責任をもつ。
誹謗中傷やいじめ、犯罪予告等は重大な人権侵害や犯罪行為であり、絶対にしない。

悪質な書き込みは犯罪行為：犯罪になる可能性のある事例

- ・名誉毀損罪(刑法230条):他人のプロフを勝手に作成し、本人が希望しない内容や、事実と反することの書き込み等
- ・侮辱罪(刑法231条):「あほ」「ばか」等の書き込み
- ・脅迫罪(刑法222条):「殺す」「家に火をつける」等の書き込み
- ・威力業務妨害罪(刑法234条):「学校に爆弾を仕掛けた」等の書き込み

- ・プロフなどで個人情報を発信する場合には、悪用されることがあり、また一度流した情報は回収できない。
 - ・掲示板等の書き込みは、匿名でできるが、記録は残るため、書き込んだ人物は必ず特定できる。
- 有害サイト(出会い系サイトや成人向けサイト)には絶対にアクセスしない。

出会い系サイト規制法

- ・18歳未満の児童は、「出会い系サイト」を利用できない。

出会い系サイトの対策

- ・見ない、書き込まない、絶対に会わない。

チェーンメールや迷惑メールが来ても無視して、返事せず、すぐに先生や保護者に相談する。(怪しいメールの場合、添付ファイルを開かない。)

- ・特定の個人を誹謗中傷する内容が含まれているものを転送した場合には、転送した者も加害者になる場合がある。

ケータイを使ってよい場所や時間など、利用にあたっては社会や学校等のルールを守る。

勝手に他人の写真を撮ったり、情報を提供したりしない。

ネットショッピングの利用やネットゲームのアイテムの購入等は、保護者の了解なしにはしない。万一、身に覚えのない請求をされた場合には、必ず保護者に相談する。

家の人とルール(使う時間や場所、方法等)を決め、その約束を守って使用する。

メールの内容だけでは判断せず、直接会って話し合うことに努める。

プロフ...「プロフィールサイト」の略で、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して自己紹介サイトを作成することができる。無料で簡単に作成でき、不特定多数の者が見たり書き込んだりすることができる。

[保護者のアクション]

インターネットやケータイに関し、子どもたちが様々な事件に巻き込まれ、加害者にも被害者にもなっている現実や、「ネット中毒」や「不健全な人間関係」等の弊害も多々生じていることを知る。

子どもにケータイを与える前に、本当に必要かどうかをよく検討し、子どもに使わせる場合には、フィルタリングサービスを利用し、ルールやマナーの指導も必ず行う。

親子で決めるケータイルールの例

- ・ケータイは家族との通話のみとし、友達とは家の電話を使用する。
- ・メールの内容や写真等、基本的に親子でオープンとし、秘密にしない。
- ・1ヶ月の使用料金を取り決める。
- ・学校では使用しないなど学校のルールを守る。
- ・家族の会話を大切にし、困った時は、必ず親に相談する。
- ・食事中や深夜は使わない。自宅内では居間で使う。

コンピュータやケータイは、子どもの部屋で使わせないようにし、家族の目の届くところで利用させる。

また、有害サイト（成人向けサイト等）など子どもの健全育成にふさわしくない環境から子どもを守る。

ブラウザやフィルタリングソフトのページ閲覧履歴を定期的に見て、気になることは親子で話し合う。

子どもにクレジットカードの番号を教えたり、勝手にネットショッピングをさせたりしない。

子どものネット利用の時間や料金を調べ、使いすぎの状態にならないようにする。

子どもの様子を把握し、気になることは躊躇せず学校に相談する。また、ネット被害等深刻な場合は、警察や消費者相談窓口相談する。

現代の社会では、ケータイをはじめとした情報通信ネットワークといかにつきあうかは、非常に大きな課題である。家族で、機会をとらえて、「公共のマナー」、「権利と責任」、「危険回避の仕方」などについて話し合うようにする。

常に進化するケータイの機能や操作方法等に関心を持ち、理解に努める。

「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」に、青少年がインターネットを適正に利用するための保護者の努力義務が平成20年度に追加されました。

第20条の2

- 3 保護者は、青少年に有益なソフトウェアの利用、インターネットの利用に関する健全な判断能力の育成その他の適切な方法により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めなければならない。

7 「自殺」への対応

〔 教員のアクション 〕

相談を受けた場合は、「共感」と「受容」の原則で決して責めたりせずに、じっくりと話を聴くとともに、迅速に管理職や保護者に相談し、対応を図る。また、必要に応じて医療機関等の関係機関とも連携を図る。

悩みは誰にでもあることを伝えるとともに、困った場合には教師や保護者など周りの者に相談する勇気を持つよう働きかける。

スクールカウンセラーの活用をはじめ、日頃から教育相談体制の充実に努めるとともに、いじめ24時間相談電話「子どもナイトだいやる」等の周知を図る。各教科や特別活動等、様々な教育活動を通じて「どんな理由があっても死んではいけない」というメッセージを送るとともに、「命」や「死」に関する教育を推進し、「自他の命を大切にする」態度を身につけさせる。

日頃から児童生徒に寄り添い、信頼関係を築くとともに、些細な変化を見逃さないように努める。

体験活動や生徒会活動等を通じて、児童生徒が自分自身のよさや自分の存在の意味に気づけるよう、積極的な働きかけを行う。

〔 子どものアクション 〕

自殺サイト等、危険なサイトにはアクセスしない。

死にたいほど辛い時には、家族、先生、スクールカウンセラーや電話相談窓口などに相談する。

悩みを抱えている友人がいた場合には、積極的に話しかけたり、周りの大人に相談する。

失敗や挫折は誰にでもあり、それを克服することは大切である。しかし、苦しい時に助けを求めることは弱いことではなく、決して一人で抱え込まないようにする。

命はかけがえのないものであり、死んでも決して生き返らないことを理解し、自他の命を尊重する。

体験活動等、様々な活動に積極的に参加し、仲間と協力するとともに、自分の好きなこと、得意なことを見つけ、自分のよさを伸ばすように努める。

〔 保護者のアクション 〕

子どもが自殺サイト等の危険なサイトに触れないように、子どもを守る環境づくりに努める。

子どもの様子に心配な点が見受けられた場合には、気軽に学校に相談する。また、必要に応じて医療機関等の関係機関と連携を図る。

「あなたは自分たちにとって大切な子どもである。」というメッセージを日頃から言動によって伝えるように努める。

日頃から子どもとのコミュニケーションを積極的に図るとともに、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

1. いじめの未然防止と早期発見

いじめのない学校作り

わかる授業、魅力ある授業

- ・自己存在感・・・「認める」
- ・共感的人間関係・・・「聴く」
- ・自己決定の場・・・「考えさせる」

道徳教育の充実

- ・人権感覚の磨き
- ・「正義」と「思いやりの心」
- ・規範意識の醸成

教職員研修

人間力・教師力

教員の宣言

「いじめを絶対に許さない！」
「いじめられている人を守り通す！」

生徒指導体制

報告・連絡・相談

特別活動の充実

- ・豊かな人間関係を育む力の育成
- ・いじめをしないさせない学校づくり

教育相談体制

- ・話しやすく、相談しやすい雰囲気
- ・定期の教育相談の実施と工夫
- ・アンケート調査や検査
 ファイリング
- ・相談箱やメールボックス

家庭・地域との連携

開かれた学校
信頼される学校

【資料2】

子どもたちのSOSをキャッチしよう

早期発見チェックポイント

観察項目

学校で 【学習の場】

1	遅刻、早退や欠席が目立ってくる。	
2	学習意欲がなくなり、成績が低下してくる。	
3	授業中うつむいていることが多く、発言しなくなる。	
4	机、教科書、ノートなどに落書きされる。	
5	教科書、ノートなどが隠されたり、なくなったりする。	
6	発表するとやじられたり、笑われたりする。	
7	グループ分けで、なかなか所属が決まらない。	
8	ゲーム中にパスがわたらない。ボールを拾いにやらされる。	
9	作品を製作中に用具がなくなったり、作品を壊されたりする。	
10	休み時間に呼び出されたり、授業に遅れたりする。	

学校で 【生活の中】

1	元気がなくなり、顔色がすぐれなくなる。	
2	頭痛、腹痛などを訴え、保健室へひんぱんにいく。	
3	用事がないのに職員室に来たり、職員室の近くをうろうろしたりする。	
4	衣服に汚れや破れ、すり傷などが見られる。	
5	靴、鞆等の持ち物を隠されたり、いたずらされたりする。	
6	掲示物（書写や絵画等の作品）にいたずらされる。	
7	遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりする。	
8	遊びの中でいつも同じことをやらされる。（かくれんぼの鬼など）	
9	仲間に入れず、一人でポツンと過ごすことが多い。	
10	一人で掃除や後片づけをしていることが多い。	

とても目立つ 目立つ を付けて「いじめ」の前兆を見逃さないようにしましょう。

【資料3】

子どもたちのSOSをキャッチしましょう

早期発見チェックポイント

観察項目

家庭で

1	表情がさえず、おどおどした様子が見られる。	
2	持ち物をひんぱんになくしてくる。	
3	教科書やノートにいたずらをされて帰ってくる。	
4	いろいろと理由をつけて、お金をたびたび要求する。	
5	衣服を汚してきたり、あざや傷をつけてきたりする。	
6	家族のささいな言葉にイライラしたり、反抗したりする。	
7	登園・登校をしぶったり、早退や欠席が多くなる。	
8	家族を避け、何か隠しているような気配が感じられる。	
9	TVゲームなどの一人遊びに夢中になり、外出が少なくなる。	
10	よく電話がかかってきて、困っている様子がうかがえる。	
11	体のあざや傷を隠すためお風呂に入るのを嫌がるようになる。	
12	学習意欲をなくし、学校の成績が急に悪くなる。	
13	頭痛・腹痛などをよく訴えるが、特に異常がない。	

地域で

1	仲間に入れず、一人でポツンと過ごすことが多い。	
2	遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたりする。	
3	近所の年下の子どもとしか遊べなくなる。	
4	ゲームコーナーなどでお金をよくつかう。	
5	一人で掃除や後片づけをさせられていることが多い。	
6	自転車など個人の持ちものにいたずらをされる。	

「いじめ」のチェックをして前兆を見逃さないようにしましょう。

【資料4】

1 早期発見チェックポイント活用例

【家庭で】		5/	11/	2/
1	夜、眠れなくなる。朝、起きしづる。			
2	朝の動作が鈍くなり、ぐずるようになる。			
3	頭痛、腹痛、吐き気などを訴え登校をしづる。			
4	母親の後をよくついたり、幼児語を使ったりする。			
5	甘えやわがママが目だつようになる。			
6	学校での不満を、ぶつぶつもらすようになる。			
7	親に反抗したり、おこりっぽくなる。			
8	ため息をつくことが多くなったり、あまり話をしなくなる。			

(目だつ)
(気になる)をつけて、
「不登校」の前兆を
見逃さないようにしましょう。

1 学期		2 学期		3 学期	
保護者	担任	保護者	担任	保護者	担任

*お子様のことで、何か心配なことがありましたら、具体的にお書きください。

2 未然防止のための自主的な活動例

A 小学校

児童会主催のいじめ集会 低学年：歌・詩、高学年：自作の劇、地域住民：応援歌

B 小学校

児童が人権カルタを作成。

毎日給食の時間に二つずつ放送で紹介する。

カルタ大会を行う。

C 中学校では生徒会で「いじめ撲滅宣言」、「いじめポスター作成」などを実施

一人ひとり認め合う学校づくり誓う 草津の中学 いじめで全校集会



平成19年1月12日 京都新聞

いじめをなくそうと、滋賀県草津市の老上中の生徒会は12日、全校集会を開いた。アンケート調査や作文を発表して、いじめを身近な問題としてとらえ、一人ひとりを認め合う学校づくりを誓った。

いじめをなくすための宣言文を読み上げる
生徒会長の松井さん(草津市・老上中)

同校では昨年末、全校生徒のいじめに関する作文で、いじめたり、いじめられた経験のある生徒の多いことが分かった。

生徒会は全生徒267人にアンケートなどを行う一方、全校集会で考えることにした。この日は、いじめに立ち向かう勇気の必要性を訴えた寸劇のあと、アンケート結果が発表された。約4割が小学校時代を含めて「いじめられた経験」があり、逆に「いじめた経験」も約3割があるという内容を、生徒たちは真剣に聞き入っていた。

また、落書きや悪口などいじめにつながる行為を受けたり、したという体験をつづった作文を紹介。最後に生徒会長の松井真優さん(14) = 2年生 = が「生徒全員が人権を尊重する楽しい学校にします」と宣言した。

【資料5】

2. いじめの発見もしくはいじめの訴えがあったら？

いじめの発見

毅然と止めさせる

いじめのうわさ

事実確認（情報収集）

いじめの訴え

十分聴く（家庭訪問）

対策委員会1（事実確認の方途）

・いつ、誰が、どのように事実確認するかの打合せ

事実確認

・ 個別に確認する

被害の児童生徒

- ・ 長く辛かった気持ちに共感し、可能な限り詳細に聴き取る。
（時間、場所、メンバー、様相）

- ・ 絶対に守りきることを約束する

加害の児童生徒

- ・ 詳細に聴き取る。（時間、場所、メンバー、様相）
- ・ いじめの構造といじめの動機、背景を探る。
- ・ いじめが卑しく恥ずかしい行為であることに気づかせる。

まわりの児童生徒

- ・ 詳細に聴き取る。
- ・ いじめに荷担していなくてもいじめを容認したことになり、助けてやれなかった事実を深く考えさせる。

他の教師や保護者等

- ・ 客観的な事実の情報収集に努める。

対策委員会2（報告の集約と対応方針の決定）

報告

- ・ 被害児童生徒の状況確認
- ・ 加害児童生徒のアセスメント
- ・ 集団のアセスメント

基本認識

- ・ いじめは命にかかわる問題
- ・ いじめは人権にかかわる問題
- ・ 被害児童生徒の支援を最優先する

基づいて

すぐさま打つべき手と短期・中期・長期に分けて対応策を練る。

全教職員の共通理解と組織対応
保護者への説明と協力依頼

対策委員会3（結果の集約と再発防止への取組み）

- ・ 確認（指導の確認、児童生徒の状況の確認、保護者の状況の確認）を行う
- ・ 児童生徒の自主的な「いじめ防止活動」に発展させ、全校に広げていく。
- ・ 保護者や地域への説明と地域ぐるみの取組みへと発展させる。

【資料6】

3. いじめられた児童生徒への支援は？

- ア 弱い立場にある子どもの側にまず立ち、教師は、その子を常に援助する。
- イ 教師は、その子の悩みを共感的に受けとめるとともに、その子の心の安定がはかられ、その子が自立できるよう創意工夫に努める。
- ウ いじめられる要因となっている面の指摘は避け、精神的にくじけないよう援助し、その子のよい面を励ますとともに、他の子どもに、その子を受け入れていくよう指導を深める。

安心感を与える

誠実な態度(純粋性・自己一致)



- ・緊張感をときほぐす
- ・語りかけて心を開かせる

気持ちを受け入れる

受容の姿勢



- ・心の痛みを子どもの立場に立って理解する
- ・「繰り返し」手法での対話

「繰り返し」手法とは、来談者の話した内容を話し手の気持ちになりながら要約して「……という気持ちなんですね」と繰り返すカウンセリング技法の一つ

悩みを十分聴く

共感的理解



- ・非指示的対応
- ・欠点の指摘は避ける
- ・悩みの明確化

気持ちを安定させる

自立再生への動機づけ



- ・いじめた子の反省の気持ちを伝え、いじめに対する毅然たる態度を示す
- ・自ら立ち直る動機づけを示唆する

よさ・持ち味を引き出す

自己の長所の助長



- ・興味趣味について自由に話させる
- ・自分を見るきっかけを作ってやる

自信を持たせる

自信の確立



- ・励ましにより自ら努力づけをする
- ・多少の失敗を温かく見守る

仲間づくりへの援助

クラスの雰囲気づくり

- ・信頼できる友を見つけ、楽しい充実した生活を感じさせる
- ・自ら学級集団の中にとけ込む努力の援助に努める

【資料7】

4. いじめた児童生徒への指導は？

- ア 教師は、いじめ行為について「絶対に許されないこと」を毅然たる態度で指導するとともに、一方でその子の欲求不満を受容し、心の不安を安定へと変容するように努める。
- イ いじめの行為や他人を誹謗する言動が、正当なものでなく、卑劣であることを十分に悟らせる指導を行う。
- ウ 児童生徒の人権感覚を育て、互いの人権を大切にし、助け合いの中で相手の心の痛みがわかる感性が育つよう援助する。

正確な事実の確認

共感的受容的対応



- ・いつ・どこで・誰が・誰に
- ・何を・何故・どうしたか 等

指導の雰囲気作り

共有的体验化対応



- ・緊張、警戒心をほぐす
- ・言葉に耳を傾ける姿勢

反応に応じた指導

積極的な反応



- ・行動の背後にある原因の把握
- ・不平・不満をじっくり聴く

反省を促す指導

毅然とした態度での対応



- ・人権の大切さを気づかせる指導
- ・子どもが自ら反省する方向へ導く

反省を深化させる指導

作業を取り入れた指導



- ・共に作業し考えさせる
- ・自分自身を知り、相手の心の痛みをわからせる指導

指導のまとめ

仲間づくりの形成

- ・謝罪と和解の援助
- ・深い愛情をもった対応
- ・皆と共に考えさせる指導

5 . まわりの児童生徒への指導・支援は？

- ア 弱い立場にある者の苦しみを理解させ、「いじめ」に対して、正義感をもって対処できるよう指導に努める。
- イ 人間は、誰でも長所や短所を少なからずもっている。このことを十分理解させ、一方的に人の心を傷つけることは、決して許されないということを徹底し、友だちのよい面を見つけ、互いに認め合っていくことの大切さに気づかせる指導を深める。
- ウ 友だち（仲間）の問題や悩みは、自分のものとして捉える共感的人間関係の育成を図り、その解決を話し合いを通して考えさせ、共に支え合える仲間集団が育つよう援助する。

いじめの状況把握

いじめを許さない真摯な態度



- ・いじめの認識の有無
- ・いじめを助長する雰囲気はないか

全体指導の可否の判断

いじめ再燃への可能性の判断



- ・被害者の孤立感の深まりがないか
- ・本人への排斥がひどくないか
- ・本人、保護者の学校担任への、不信感が残っていないか

被害者を最優先する指導

いじめを解決する強い意志



- ・被害者の気持ちをくみ取る指導
- ・被害者、保護者に不安感を与えない姿勢
- ・全体指導への被害者、保護者の理解

当事者としての意識化

毅然とした態度での対応



- ・いじめの構造や心理の指導
- ・傍観者の果たす役割
- ・被害者の心情理解
- ・許されないいじめへの怒り

継続的指導とまとめ

親和的集団の育成

- ・被害者、加害者を受け入れる雰囲気づくり
- ・正しいことが認められる雰囲気づくり
- ・悩みや困り事が相互に出しあえる学級、学年集団づくり
- ・人のよさが認め合える学校

定期的な実態調査をシステム化するとともに、「年 組人権宣言」を全校に広げたり、親子人権活動などにつないでいくなど発展的な活動を仕組んでいく。

【資料9】

6. いじめ相談の窓口は？

いじめなど悩みに関する相談

「こころんだいやる」
 (「こころんだいやる」では、077-524-2030でも受け付けています。)
 「子どもナイトだいやる」

9:00～21:00
 21:00～9:00

なやみほう
 TEL 0570-078310

大津地方法務局人権擁護課 〒520-8516 大津市御陵町3-6 TEL 077-522-4673
 大津地方法務局甲賀支局 〒528-0005 甲賀市水口町水口5655 TEL 0748-62-0259
 大津地方法務局彦根支局 〒522-0054 彦根市西今町58-3 TEL 0749-22-0242
 大津地方法務局長浜支局 〒526-0031 長浜市八幡東町253-4 TEL 0749-62-0565

(大津地方法務局の4関係課局) 平日8:30～17:15

子どもの人権110番(全国共通フリーダイヤル) TEL 0120-007-110

「ネット上のいじめ」の脅迫や重篤な名誉棄損等に関わる内容については、最寄りの警察署の生活安全課や法務局人権擁護課に相談してください。

少年非行に関する相談

大津少年サポートセンター 〒520-8501 大津市打出浜1-10 TEL 077-521-5735
 米原少年サポートセンター 〒522-0012 米原市米原177-1 TEL 0749-52-0114
 大津少年センター・あすくる大津 〒520-0814 大津市本丸町6-50 TEL 077-524-2865
 大津市堅田少年センター 〒520-0243 大津市堅田2丁目1-11 TEL 077-573-9000
 栗東市少年センター 〒520-3015 栗東市安養寺3丁目1-1 TEL 077-551-0141
 甲賀市少年センター 〒528-0023 甲賀市水口町本丸1-10 TEL 0748-62-6010
 草津市少年センター・あすくる草津 〒525-0032 草津市大路2丁目11-51 TEL 077-562-6561
 守山野洲少年センターあすくる守山野洲 〒524-0021 守山市吉身3丁目11-43 TEL 077-583-7474
 湖南市少年センター・あすくる湖南 〒520-3195 湖南市石部中央1丁目1-1 TEL 0748-77-7053
 近江八幡・竜王少年センター・あすくるHAR(川) 〒523-0891 近江八幡市鷹飼町52 TEL 0748-37-2637
 東近江市少年センター・あすくる東近江 〒529-1421 東近江市五個荘竜田2-3 TEL 0748-48-6835
 東近江少年センター愛知川分室 〒529-1331 愛知郡愛荘町愛知川72 TEL 0749-42-2834
 日野町少年センター 〒529-1602 蒲生郡日野町河原1-1 TEL 0748-53-1325
 犬上少年センター 〒522-0262 犬上郡甲良町横関927 TEL 0749-38-4665
 彦根市少年センター・あすくる彦根 〒522-0001 彦根市尾末町1-38 TEL 0749-24-9140
 長浜市長浜青少年センター・あすくる長浜 〒526-0031 長浜市八幡東町632 TEL 0749-65-2010
 米原市少年センター 〒521-0031 米原市一色444 TEL 0749-54-5001
 長浜市木之本青少年センター 〒529-0492 長浜市木之本町木之本1757-2 TEL 0749-82-4798
 高島市少年センター・あすくる高島 〒520-1217 高島市安曇川町田中455 TEL 0740-32-3824

児童虐待に関する相談

緊急24時間対応(県内全域) 虐待ホットライン TEL 077-562-8996
 児童相談所全国共通ダイヤル TEL 0570-064-000
 中央子ども家庭相談センター 〒525-0072 草津市笠山7丁目4-45 TEL 077-562-1121
 彦根子ども家庭相談センター 〒522-0043 彦根市小泉町932-1 TEL 0749-24-3741
 発達障害等の相談
 滋賀県総合教育センター 〒520-2321 野洲市北桜978 TEL 077-588-2311
 ひきこもりや医療的な相談
 滋賀県立精神保健福祉センター 〒525-0072 草津市笠山8丁目4-25 TEL 077-567-5058
 不登校に関する相談
 滋賀県心の教育相談センター 〒520-0047 大津市浜大津4丁目3-30 TEL 077-524-8125

ストップ! いじめ

日頃からの
会話を大切に
しましょう

相談する勇気
とめる勇気
をもとう

お互いが
相手の立場に立って
考えましょう

いろいろな
輪
を作る

お互いの
いいところを
見つけよう

みんなで
あそぼう



私たちは、いじめを

しない

させない

見逃さない

取組を話し合っています。